

五十嵐行政書士事務所 手続代行約款

2005年4月1日制定

目次	第1章	総則
	第2章	契約の成立
	第3章	契約の変更・解除
	第4章	手続き料金
	第5章	包括料金
	第6章	責任及び義務
	第7章	管轄

第1章 総則

第1条 (目的)

この約款は、五十嵐行政書士事務所（以下「当事務所」といいます。）が提供する許認可申請（法人設立を含みます。）の手続代行サービスを利用することにより、各官公省庁に対して許認可申請を行う申請者（以下「申請者」といいます。）が許認可を取得するための申請手続を、当事務所が代行することを目的とします。

第2条 (適用範囲)

当事務所が申請者との間で締結する手続代行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当事務所が法令に反せず、かつ、申請者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約を優先します。

第3条 (用語の定義)

この約款で「手続代行契約」とは、当事務所が申請者の委託により、申請者が国、都道府県、市町村その他の各官公省庁等（以下「官公庁等」といいます。）に対して行う許可、認可又は届出その他の申請手続（以下「許認可手続」といいます。）に関して、申請者のために代行、代理、媒介又は取次をすることなど（以下「手続代行」といいます。）により、申請者がすべき官公庁等に対する許認可手続、当事務所が手続代行に関するサービス（以下「手続代行サービス」といいます。）をすることを引き受ける契約をいいます。

2 この約款で「手続料金」とは、当事務所が手続代行サービスを提供するために、日当、交通費、郵送料その他の費用、官公庁等に対して支払う申請料、審査料、検査料等で申請者の負担に帰すべきもの手数料（以下「法定費用」といいます。）及び当事務所所定の手続料金をいいます。

第4条 (手続代行債務の終了)

当事務所が善良な管理者の注意をもって手続代行サービスの提供をしたときは、手続代行契約に基づく当事務所の債務の履行は終了します。したがって、申請者が手配すべき書面及び証明書（以下「証明書等」といいます。）の提出期限における未提出、申請者が欠格事由に該当するなど要件不相当等の事由により、官公庁等に対し許認可手続の申請ができなかった場合、または所定の許認可を取得できなかった場合であっても、当事務所がその義務を果たしたときは、申請者は、当事務所に対し、当事務所所定の手続料金を支払わなければなりません。

第5条 (手続代行者)

当事務所は、手続代行契約の履行に当たって、申請書類の作成、提出、現地調査等の全部又は一部を行政書士、弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士、土地家屋調査士及び社会保険労務士等その他の補助者に代行させることがあります。2 前項の処理に要した費用は、手続代行契約の範囲において、原則として当事務所の負担といたします。

第2章 契約の成立

第6条 (契約の申込み)

当事務所と手続代行契約を締結しようとする申請者は、当事務所所定の申込書に所定の事項を記入の上、当事務所が別に定める金額の申込金とともに、当事務所に提出しなければなりません。

2 前項の申込金は、手続料金その他の申請者が当事務所に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

第7条（契約の成立時期-申込金の受理）

手続代行契約は、当事務所が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

第8条（契約成立の特則）

当事務所は、第5条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手続代行契約を成立させることがあります。

2 前項の場合において、手続代行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

第3章 契約の変更及び解除

第9条（契約内容の変更）

申請者は、当事務所に対し、許認可の内容その他の手続代行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当事務所は、可能な限り申請者の求めに応じます。

2 前項の申請者の求めにより手続代行契約の内容を変更する場合、既に完了した手続申請を取り下げる際に支払うべき取消料、違約料その他の変更要する費用を負担するほか、当事務所に対し、当事務所所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該手続代行契約の内容の変更によって生ずる手続料金の増加又は減少は、申請者に帰属するものとします。

第10条（申請者による任意解除）

申請者は、いつでも手続代行契約の全部又は一部を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手続代行契約が解除されたときは、申請者は、既に申請者が提供を受けた手続代行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない手続代行サービスに係る取消料、違約料その他の費用に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当事務所に対し、当事務所所定の取消手続料金及び当事務所が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

第11条（申請者の責に帰すべき事由による解除）

当事務所は、次に掲げる場合において、手続代行契約を解除することができます。

- (1) 申請者が所定の期日までに手続料金を支払わないとき。
- (2) 申請者が、差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の手続の申立て又は公売公告を受けたとき
- (3) 手形又は小切手の不渡をなし、銀行若しくは手形交換所の取引停止を受けたとき
- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 営業停止、営業免許、営業登録の取消等の行政上の処分を受けたとき
- (6) 資本減少、営業の廃止、解散等の重大な変更の決議をしたとき
- (7) 財務状態の悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

2 前項の規定に基づいて手続代行契約が解除されたときは、申請者は、いまだ提供を受けていない手続代行サービスに係る取消料、違約料その他の費用を既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当事務所に対し、当事務所所定の取消手続料金及び当事務所が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

第12条（当事務所の責に帰すべき事由による解除）

申請者は、当事務所の責に帰すべき事由により手続代行サービスの提供が不可能となったときは、手続代行契約を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手続代行契約が解除されたときは、当事務所は、申請者が既にその提供を受けた手続代行サービスの対価として、日当、交通費、郵送料その他の費用並びに官公庁等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に收受した手続料金を申請者に払い戻します。

3 前項の規定は、申請者の当事務所に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第4章 手続料金

第13条（手続料金）

申請者は、当事務所が定める期日までに、当事務所に対し、手続料金を支払わなければなりません。

第14条（手続料金の精算）

当事務所は、当事務所が手続代行サービスを提供するために、官公庁等に対して支払った法定費用と手続料金として既に収受した金額とが合致しない場合において、手続終了後、次項及び第3項に定めるところにより速やかに手続料金の精算をします。

2 精算手続料金が手続料金として既に収受した金額を超えるときは、申請者は、当事務所に対し、その差額を支払わなければなりません。

3 精算手続料金が手続料金として既に収受した金額に満たないときは、当事務所は、申請者にその差額を払い戻します。

第5章 包括料金

第15条（包括料金の特約）

当事務所は、手続料金をその内訳を明示することなく一定額とし、手続料金の精算をしない旨の特約（以下「包括料金特約」といいます。）を書面により結ぶことがあります。

2 包括料金特約を結んだ場合において、第10条第1項の規定に基づき手続代行契約が解除されたときは、同条第2項の規定にかかわらず、申請者は、当事務所に対し、別に定める取消料を支払わなければなりません。ただし、当事務所が手続に着手していないときは、この限りではありません。

3 包括料金特約を結んだ場合において、第11条第1項の規定に基づき手続代行契約が解除されたときは、同条第2項の規定にかかわらず、申請者は、当事務所に対し、第12条の期日の翌日において申請者が手続代行契約を解除した場合の前項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

4 包括料金特約を結んだ場合において、官公庁等に支払う法定費用が、当該特約を結ぶ際に明示した時点において有効なものとして公示されている金額に比べて増額又は減額されるときは、当事務所は、その増額又は減額される金額の範囲内で第1項の一定額の手続代行料金（以下「包括料金」といいます。）の額を増加し、又は減少することがあります。

5 当事務所は、法定費用が減額されるときは、第4項の定めるところによりその減少額だけ包括料金を減額します。

第6章 責任及び義務

第16条（当事務所の責任）

当事務所は、手続代行契約の履行に当たって、当事務所又は当事務所が第4条の規定に基づいて手続を代行させた者が故意又は過失により申請者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して6月以内に当事務所に通知があったときに限ります。また、当該損害賠償責任その他の責任を負う場合は、当事務所が申請者から既に支払を受けている当事務所規定の手続料金額（法定費用を除きます。）の総額をもって損害賠償額の上限とします。

第17条（申請者の責任）

申請者の故意又は過失により当事務所が損害を被ったときは、当該申請者は、損害を賠償しなければなりません。

第18条（当事務所の義務）

当事務所は、手続代行契約により、実際に申請者が許認可等を取得できることを保証するものではありません。したがって、当事務所の責に帰すべき事由によらず、申請者が許認可等の取得ができなかったとしても、当事務所はその責任を負うものではありません。

第19条（申請者の義務）

申請者は、当事務所が定める期日までに、許認可申請に必要な書類、資料、証明書等その他の物を手配し、提出しなければなりません。

2 手続代行サービスを行うに当たって、郵送費、交通費その他の費用が生じたときは、申請者は、当事務所が定める期日までに当事務所に対して当該費用を支払わなければなりません。

第20条（守秘義務）

当事務所は、手続代行サービスを行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことのないよう厳守いたします。

第21条（個人情報）

申請者は、当事務所が下記の目的のために個人情報を利用することに同意します。

- (1) 当事務所および当事務所が提携する企業の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内のために利用する場合
- (2) 当事務所のマーケティング活動・商品開発のために利用する場合

2 申請者は、当事務所に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

- (1) 当事務所が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合には、下記窓口ご連絡することとします。

連絡窓口 五十嵐行政書士事務所 個人情報管理担当窓口 011-726-4501

- (2) 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当事務所は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第22条（公租公課）

手続代行サービスの利用に基づく費用・手数料等に関して課される消費税その他の公租公課は申請者の負担とします。

第7章 管轄

第23条（合意管轄）

当事務所及び申請者は、当事務所と申請者の間で本約款につき訴訟の必要が生じた場合には、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意するものとします。

附則改定日 2006年3月1日

五十嵐行政書士事務所